

⑤

福総庶発第二千九百八十一号

昭和五十六年三月四日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

議案の送付について

昭和五十六年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

一 議案第七号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

二 議案第八号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三 議案第九号 福生市学校給食センター条例の一部を改正する条例

四 議案第十号 福生市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

五 議案第十一号 福生市営住宅等管理基金条例

六 議案第十二号

福生市営テニスコート設置及び管理条例

七 議案第十三号

福生都市計画事業福生多摩河原土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例

八 議案第十四号

東京都市町村消防団員等災害補償等組合理約の一部を変更する規約

九 議案第十五号

東京自治会館組合理約の一部を変更する規約

十 議案第十六号

昭和五十五年福生市一般会計補正予算（第七号）

十一 議案第十七号

昭和五十五年福生市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）

十二 議案第十八号

昭和五十五年福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第四号）

十三 議案第十九号

昭和五十五年福生市下水道事業会計補正予算（第六号）

十四 議案第二十号

昭和五十六年度福生市一般会計予算

十五 議案第二十一号

昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計予算

十六 議案第二十二号

昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算

十七 議案第二十三号

昭和五十六年度福生市下水道事業会計予算

十八 議案第二十四号

昭和五十六年度福生市受託水道事業会計予算

十九 議案第二十五号

町区域の設定について

二十 議案第二十六号

市道路線の認定について

陳情第一号

市街化区域農地の宅地なみ課税撤廃に関する陳情書

健康的かつ近代的な都市建設と市民生活の向上を目的として、日夜御活躍くださる市議会に対し、心から感謝申し上げる次第でございます。

御承知のように、市街化区域内農地の宅地化促進を目的として、昭和四十八年度からA・B農地の宅地なみ課税が実施され、昭和五十七年度から課税拡大強化の方針がうち出され、都市農業農業者はきわめて深刻かつ厳しい状態に追い込まれております。

都市化が進行するなかで都市農業の役割りは

- 一、野菜等生鮮食料品の供給機能
- 一、生活環境の浄化と都市住民のやすらぎの場としての緑地機能
- 一、都市の自然を保全する機能
- 一、将来の都市公園等の候補地、災害時の避難場所等オープンスペースとして多くの重要な機能を持つている。

このようなことから、宅地なみ課税によつて都市農業の継続が不可能になることは、市民の要求に逆行するものであります。

よつて、市議会におかれましては、これらを御賢察いただき、本陳情の趣旨を御理解賜り、御採択の上、国に対し意見書を提出いただきたく陳情いたします。

記

市街化区域にあつても、現に農業の用に供されている農地については、宅地なみ課税を撤廃し、農地課税とすること。

昭和五十六年三月四日

陳情者代表

福生市福生四一九番地

村野

弘

印

他 十二人

福生市議会議長

小林 菊三 殿

議案第二十七号

電気災害防止に関する意見書

右の議案を提出する。

昭和五十六年三月十一日

福生市議会議長

小林 菊三 殿

提出者

小野 沢

久

賛成者

関

米

吉

〃

塩

鉄

之助

〃

宮

良

一

電気災害防止に関する意見書

わが国の社会、経済の安定成長を進めるためには、電力安定供給は不可欠の条件である。しかるに電力供給作業に携わる技術者の安全確保については、設備、工具、防保護具の改善など災害防止に努力を払っているところであるが、依然として死傷災害事故が後を断たないことは誠に遺憾である。

このことは電力の供給信頼度が大幅に向上し、その結果「電気は停らないものである。」との意識が社会的に一般化し、作業停電について、使用者の理解がなかなか得られず、やむなく活線、もしくは活線近接での作業を余儀なくされることが主な原因である。

よつて政府において、これら技術者の生命と、その家族の生活を守る見地から、次の事項について強く要望する。

記

- 一 短時間の停電により比較的影響が大きいとみられる事業所には、自家用発電機の設置を法的に義務づけること。
- 二 作業停電についての法制化をはかられたい。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和五十六年三月十一日

福生市議会議長

小林 菊三

内閣総理大臣

鈴木 善幸

労働大臣

藤尾 正行 殿

通商産業大臣

田中 六助

請願第一号

大型店等の新規出店と営業活動の規制強化に関する請願書

紹介議員

末次 性男 印

塩野 鉄之助 印

石川 慶一郎 印

中小企業振興につきましては、平素から格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、近年中小企業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しつつあり、なにかんずく、地域の流通経済を支えてきた中小小売業者は、相次ぐ大型店の出店攻勢によつて生活基盤さえ脅かされております。

すなわち、圧倒的な資本力を誇る大型店の無秩序、かつ、過度の進出により経営基盤の脆弱な中小小売業は、対応もままならず転廃業を余儀なくされるなど、個々の経営努力は限界に達しております。

現在、大型店の出店に際しては「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」に基づいて調整されておりますが、結果的には中小小売業者の意に反する決着がなされているのが実情であります。

何とぞ、上述の事情に御理解を賜り、採択の上、早急な法律改正を要求する次の項目につき意見書を政府（総理大臣、通産大臣、自治大臣）に提出していただきますようお願いいたします。

- 一、大型店等の新規出店及びその営業活動を許可制とし、規制を強化すること。
- 二、都道府県知事の権限を拡大強化すること。

昭和五十六年三月十一日

請願者

福生市志茂百二十番地

山下 光 一 ㊤

福生市議会議長

小林 菊 三 殿

与

福総庶発第二千六百九十号

昭和五十六年二月二日

福生市長 田 村 匡 雄 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

市議会議事説明員の委任について

昭和五十六年一月十日付け、福総庶発第二千五百一号で通知した市議会議事説明員のうち、昭和五十六年二月一日付けによる収入役の選任及び職員の人事異動に伴い、次のとおり委任したので通知します。

職 名	氏 名
収 入 役	高 水 求
総務部管財課長	浅 見 裕 康
事 務 取 扱	

写

福監発第二千六百九十一号

昭和五十六年二月二日

福生市代表監査委員 山下 久吉 印

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

市議会議事説明員の委任について

昭和五十六年一月十日付け、福監発第二千五百三号で通知した市議会議事説明員は、昭和五十六年二月一日付けによる人事異動により、新たに次の者に委任したので通知します。

職 名 氏 名

事務局長事務取扱

森 田 武

参 事